

令和5年第1回神奈川県議会定例会議案

(令和4年度 条例その他)

目 次

番 号	件 名	ページ
定県第 157 号議案	神奈川県子ども・子育て基金条例	1
定県第 158 号議案	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例	2
定県第 159 号議案	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例	3
定県第 160 号議案	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	11
定県第 161 号議案	神奈川県手話言語条例の一部を改正する条例	12
定県第 162 号議案	介護保険法施行条例の一部を改正する条例	13
定県第 163 号議案	神奈川県建築基準条例の一部を改正する条例	14
定県第 164 号議案	神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例の一部を改正する条例	17
定県第 165 号議案	神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例	18
定県第 166 号議案	工事請負契約の締結について（県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築 第 1 工区）請負契約）	19
定県第 167 号議案	工事請負契約の締結について（県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築 第 2 工区）請負契約）	20
定県第 168 号議案	工事請負契約の締結について（県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（1 期 建築）請負契約）	21
定県第 169 号議案	工事請負契約の締結について（県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（1 期 建築 第 1 工区）請負契約）	22
定県第 170 号議案	工事請負契約の締結について（横浜緑ヶ丘高校体育館（柔剣道場）他新築工事（建築 第 1 工区）請負契約）	23
定県第 171 号議案	建設事業等に対する市町負担金について	24
定県第 172 号議案	訴訟の提起について	26
定県第 173 号議案	和解について	27

神奈川県子ども・子育て基金条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、神奈川県子ども・子育て基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 県は、次代の社会を担う全ての子どもが自立した個人として健やかに成長することができ、かつ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するための施策に必要な資金を積み立てるため、神奈川県子ども・子育て基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第3条 基金に積み立てる額は、次に掲げるものの合計額で予算において定める額とする。

- (1) 県の資金
- (2) 基金の趣旨に添う寄附金
- (3) 基金の運用から生ずる収益金

(運用)

第4条 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な金融機関への預金、有価証券の保有その他の方法により運用するものとする。

(繰替運用)

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金は、次代の社会を担う全ての子どもが自立した個人として健やかに成長することができ、かつ、県民が安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するための施策の経費に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県子ども・子育て基金の設置、管理及び処分に関し、所要の定めをしたいので提案するものであります。

収入証紙に関する条例の一部を改正する 条例

収入証紙に関する条例（昭和39年神奈川県条例第76号）の一部を次のように改正する。

別表の2 手数料の表10の項中「5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料」を「漁業許可申請手数料」に、「5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料」を「漁業許可変更許可申請手数料」に改め、同表20の項中

「特殊建築物等敷地許可申請手数料」を

「特殊建築物等敷地許可申請手数料
住宅等の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定申請手数料」に、

「建築物の高さの特例認定申請手数料」を

「建築物の高さの特例認定申請手数料

再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料 に、
料」

「特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料」を

「特例容積率適用地区における建築物の高さの特例許可申請手数料

高度地区における再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの に、
特例許可申請手数料」

「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の認定申請手数料」に、「同一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の特例許可申請手数料」に、「同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「公告許可対象区域内における建築物の許可申請手数料」に改め、同表31の項中

「駐車監視員資格者証再交付手数料」を

「駐車監視員資格者証再交付手数料

特定自動運行許可申請手数料 に改める。

特定自動運行計画変更許可申請手数料」

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表の2 手数料の表10の項の改正規定は、同年12月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

神奈川県手数料条例の一部改正等に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表の4 環境農政局関係の表11の項中「基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る」を「基づく」に、「5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可申請手数料」を「漁業許可申請手数料」に、「2,900円」を「3,000円」に改め、同表12の項中「基づく5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る」を「基づく」に、「5トン以上の漁船を使用して行う漁業に係る漁業許可変更許可申請手数料」を「漁業許可変更許可申請手数料」に、「2,400円」を「2,500円」に改め、同項の次に次のように加える。

12の2 漁業法第119条第2項の規定に基づく規則で定める水産動植物の採捕に係る許可の申請に対する審査	水産動植物の採捕に係る許可の申請手数料	4,200円
---	---------------------	--------

別表の4 環境農政局関係の表48の項の次に次のように加える。

48の2 家畜伝染病予防法第50条の規定に基づく許可に係る動物用生物学的製剤の交付及び検査	動物用生物学的製剤取扱手数料	豚熱予防液1頭1回につき70円
---	----------------	-----------------

別表の8 県土整備局関係の表49の項(1)を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅
1万7,000円
- イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅
1万9,000円

別表の8 県土整備局関係の表49の項(2)ア及びイを次のように改める。

ア 住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。）次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物
3万3,000円
- (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物
5万7,000円
- (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物
10万円
- (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物

16万円

イ 住宅部分（アに該当するものを除く。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

（ア）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

6万9,000円

（イ）床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

12万円

（ウ）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物

20万円

（エ）床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物

28万円

別表の8 県土整備局関係の表49の項(2)ウ中「非住宅部分 次に」を「非住宅部分（ウに該当するものを除く。） 次に」に改め、同項(2)ウ(ア)中「以内」を「未満」に、「24万円」を「23万円」に改め、同項(2)ウ(イ)中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「30万円」を「29万円」に改め、同項(2)ウ(ウ)中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「38万円」を「37万円」に改め、同項(2)ウ(エ)中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「55万円」を「53万円」に改め、同項(2)ウ(オ)中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「67万円」を「65万円」に改め、同項(2)ウ(カ)中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「79万円」を「77万円」に改め、同項(2)ウ(キ)中「を越える」を「以上の」に、「90万円」を「87万円」に改め、同項(2)中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合又は非住宅部分のうち増築、改築又は修繕等をする部分が一次エネルギー消費量モデル建築物を用いる評価方法により建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省、国土交通省令第1号）附則第3項の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準に適合すると認められる場合（以下「外皮基準不適用の場合」という。）にあっては、同号ロ(2)）の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

（ア）床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

8万7,000円

（イ）床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物

11万円

（ウ）床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

15万円

（エ）床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物

24万円

（オ）床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物

31万円

（カ）床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物

37万円

(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物

44万円

別表の8 県土整備局関係の表49の項中(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2) 一戸建ての住宅((1)に該当するものを除く。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

3万4,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅

3万8,000円

別表の8 県土整備局関係の表50の項中「(平成27年法律第53号)」を削り、同項(1)中「4,900円」を「4,700円」に改め、同項(2)アを次のように改める。

ア 住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

9,400円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

2万円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物

4万5,000円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物

8万1,000円

別表の8 県土整備局関係の表50の項(2)イを削り、同項(2)ウ(ア)中「以内」を「未満」に、「9,600円」を「9,400円」に改め、同項(2)ウ(イ)中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「1万7,000円」を「1万6,000円」に改め、同項(2)ウ(ウ)中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同項(2)ウ(エ)中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「8万1,000円」を「8万円」に改め、同項(2)ウ(カ)中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同項(2)ウ(キ)中「を越える」を「以上の」に改め、同項(2)ウを同項(2)イとし、同表52の項(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

8,500円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅

9,500円

(2) 一戸建ての住宅((1)に該当するものを除く。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

1万7,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅

1万9,000円

別表の8 県土整備局関係の表52の項(3)中「(同時に住戸の部分の申請をする場合を含む。)」及び「(共用部分の審査を要しない場合にあつては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分)」を削り、同項(3)ア及びイを次のように改める。

ア 既に計画の認定を受けた住宅部分(共用部分(住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。以下同じ。))の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項及び次項において同じ。(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。)次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

1万6,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

2万8,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物

5万円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物

8万円

イ 既に計画の認定を受けた住宅部分(アに該当するものを除く。)次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

3万4,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

6万円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物

10万円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物

14万円

別表の8 県土整備局関係の表52の項(3)エ中「共同住宅等の住戸の部分、共用部分」を「住宅部分」に、「49の項(2)」を「49の項(3)」に、「同項(2)中「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床面積」とあるのは「追加する床面積」を「同項(3)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」に改め、同項(3)エを同項(3)オとし、同項(3)ウ中「受けた非住宅部分」の次に「(ウに該当するものを除く。)」を加え、同項(3)ウ(ア)中「以内」を「未満」に、「12万円」を「11万5,000円」に改め、同項(3)ウ(イ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「15万円」を「14万5,000円」に改め、同項(3)ウ(ウ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「19万円」を「18万5,000円」に改め、同項(3)ウ(エ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「27万5,000円」を「26万5,000円」に改め、同項(3)ウ(オ)中「を超え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「33万5,000円」を「32万5,000円」に改め、同項(3)ウ(カ)中「を超える」を「以上の」に、「45万円」を「43万5,000円」に改め、同項(3)中ウをエとし、イの次に次

のように加える。

ウ 既に計画の認定を受けた非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)（外皮基準不適用の場合にあっては、同号ロ(2)）の評価方法により申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる非住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物	4万3,500円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の建築物	5万5,000円
(ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物	7万5,000円
(エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物	12万円
(オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満の建築物	15万5,000円
(カ) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満の建築物	18万5,000円
(キ) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上の建築物	22万円

別表の8 県土整備局関係の表53の項(1)中「2,450円」を「2,350円」に改め、同項(2)を削り、同項(3)中「(同時に住戸の部分の申請をする場合を含む。）」及び「(共用部分の審査を要しない場合にあっては、次のア、ウ及びエに掲げる建築物の部分)」を削り、同項(3)アを次のように改める。

ア 既に計画の認定を受けた住宅部分 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物	4,700円
(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物	1万円
(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物	2万2,500円
(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物	4万500円

別表の8 県土整備局関係の表53の項(3)イを削り、同項(3)ウ(ア)中「以内」を「未満」に、「4,800円」を「4,700円」に改め、同項(3)ウ(イ)中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に、「8,500円」を「8,000円」に改め、同項(3)ウ(ウ)中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同項(3)ウ(エ)中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同項(3)ウ(カ)中「を越え」を「以上」に、「以内」を「未満」に改め、同項(3)ウ(キ)中「を越える」を「以上の」に改め、同項(3)ウを同項(3)イとし、同項(3)エ中「共同住宅等の住戸の部分、共用部分」を「住宅部分」に、「総戸数」とあるのは「追加する戸数」と、「床

面積」とあるのは「追加する床面積」を「床面積」とあるのは、「追加する床面積」に改め、同項(3)エを同項(3)ウとし、同項(3)を同項(2)とし、同表54の項(1)中「(平成28年経済産業省、国土交通省令第1号)」及び「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から57の項まで及び59の項から63の項までにおいて同じ。)」を削り、同表56の項(3)中「(1)又は(2)」を「(1)、(2)又は(3)」に改め、同項(3)を同項(4)とし、同項(2)ウ中「イに」を「ウに」に改め、同項(2)ウを同項(2)エとし、同項(2)イ中「非住宅部分の全部を工場等(同号に規定する工場等をいう。59の項において同じ。)の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する」を「外皮基準不適用の」に改め、同項(2)イを同項(2)ウとし、同項(2)ア中「(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。ただし、共用部分(住宅部分のうち住戸以外の部分をいう。)の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項、次項及び59の項から62の項までにおいて同じ。)」を「(アに該当するものを除く。)」に改め、同項(2)アを同項(2)イとし、その前に次のように加える。

ア 住宅部分(共用部分の審査を要しない場合にあつては、共用部分を除く。以下この項、次項及び59の項から62の項までにおいて同じ。)(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。)次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

3万3,000円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

5万7,000円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物

10万円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物

16万円

別表の8 県土整備局関係の表56の項(2)を同項(3)とし、同項(1)中「の場合」を「((1)に該当するものを除く。)の場合」に改め、同項(1)を同項(2)とし、その前に次のように加える。

(1) 一戸建ての住宅(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。)の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

1万7,000円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅

1万9,000円

別表の8 県土整備局関係の表57の項(3)イ中「前項(1)又は(2)」を「前項(1)、(2)又は(3)」に改め、同表59の項(3)ア及びイ中「(1)又は(2)」を「(1)、(2)又は(3)」に改め、同項(3)エ中「56の項(1)又は(2)」を「56の項(1)、(2)又は(3)」に改め、同項(3)を同項(4)とし、同項(2)エ中「56の項(2)」を「56の項(3)」に、「同項(2)」を「同項(3)」に改め、同項(2)エを同項(2)オとし、同項(2)ウ中「イに」を「ウに」に改め、同項(2)ウを同項(2)エとし、同項(2)イ中「非住宅部分の全部を工場等の用途に供する場合及び同令附則第3条第2項に該当する」を「外皮基準不適用の」に改め、同項(2)イを同項(2)ウとし、同項(2)ア中「受けた住宅

部分」の次に「(アに該当するものを除く。)」を加え、同項(2)アを同項(2)イとし、その前に次のように加える。

ア 既に計画の認定を受けた住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。） 次に掲げる住宅部分の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満の建築物

1万6,500円

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満の建築物

2万8,500円

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の建築物

5万円

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物

8万円

別表の8 県土整備局関係の表59の項(2)を同項(3)とし、同項(1)中「の場合」を「((1)に該当するものを除く。)の場合」に改め、同項(1)を同項(2)とし、その前に次の1号を加える。

(1) 一戸建ての住宅（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合するものとして申請されたものに限る。）の場合 次に掲げる一戸建ての住宅の床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満の一戸建ての住宅

8,500円

イ 床面積の合計が200平方メートル以上の一戸建ての住宅

9,500円

別表の8 県土整備局関係の表60の項(3)イ中「前項(1)又は(2)」を「前項(1)、(2)又は(3)」に改め、同項(3)エ中「56の項(1)又は(2)」を「56の項(1)、(2)又は(3)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表の4 環境農政局関係の表11の項及び12の項の改正規定並びに同項の次に次のように加える改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、同年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の8 県土整備局関係の表49の項、50の項、52の項、53の項、56の項、57の項、59の項及び60の項に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。

3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に申請書の受理をしているものに係る手数料（改正後の別表の4 環境農政局関係の表11の項及び12の項に掲げるものに限る。）については、なお従前の例による。

4 改正後の別表の4 環境農政局関係の表12の2の項の規定は、令和5年12月1日以後に申請書を受理したものから適用する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令等の施行を踏まえ、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等について、所要の改正をしたいので提案するものであります。

幼保連携型認定こども園の学級の編制、 職員、設備及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項中「同条第7項第2号から第8号まで」を「同条第7項各号」に改める。

第21条を次のように改める。

第21条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する命令の施行に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県手話言語条例の一部を改正する 条例

神奈川県手話言語条例（平成26年神奈川県条例第89号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「手話」の次に「(手話をしている者が相手の見え方に配慮し接近するなどして手話をする方法、手話をしている者の手に相手が触れてその形を読み取ることにより話を伝える方法等を含む。以下同じ。)」を加え、同条第2項中「振興」の次に「、ろう者に関する理解の促進」を加える。

第3条中「として」の次に「将来にわたって受け継ぐべき」を加え、同条に次の1項を加える。

2 手話の普及等は、手話の使用を必要とする者の手話の習得及び使用に係る機会の確保が図られるよう推進されなければならない。

第4条中「者」の次に「(ろう者、手話通訳を行う者その他の手話を使用する者をいう。以下同じ。)」を加える。

第5条に次の1項を加える。

2 県は、市町村が手話の普及等に関する施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

第8条第2項中「当たっては」の次に「、その立案への手話を使用する者の参画を推進するとともに」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

令和3年度に行った条例の見直しに伴い、手話の使用を必要とする者の手話の習得及び使用に係る機会の確保が図られるよう推進されなければならないことを基本理念に規定するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

介護保険法施行条例の一部を改正する条例

介護保険法施行条例（平成12年神奈川県条例第27号）の一部を次のように改正する。
別表1の項中「1,800円」を「1,400円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

介護支援専門員実務研修受講試験問題作成事務手数料の額を改定するため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県建築基準条例の一部を改正する 条例

神奈川県建築基準条例（昭和35年神奈川県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第52条の9第3項に次の1号を加える。

(4) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるもの
第52条の10第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるものであつて、知事が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものの建蔽率は、前3項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、これらの規定による限度を超えるものとすることができる。

第52条の11第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事その他の屋外に面する建築物の部分に関する工事を行う建築物で構造上やむを得ないものとして知事が別に定めるものであつて、知事が良好な住居の環境を害するおそれがないと認めて許可したものの高さは、前項の規定にかかわらず、その許可の範囲内において、同項の規定による限度を超えるものとすることができる。

第52条の15第1項中「建築されるもののうち」を「建築、大規模の修繕又は大規模の模様替（次項並びに別表31の項及び31の3の項において「建築等」という。）をするものについて」に、「認めるもの」を「認めるときは、当該各建築物」に改め、同条第2項中「建築物が建築される」を「において建築物の建築等をする」に、「当該区域内に存することとなる」を「ときは、当該区域内における」に改め、同条第3項中「申請しようとする」を「申請する」に改める。

第52条の16の見出し中「同一敷地内建築物以外の」を削り、同条第1項中「建築しよう」を「新築し、又は同一敷地内建築物について増築、改築、移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替（位置又は構造の変更を伴うものに限る。以下この項及び別表32の項から32の3の項までにおいて「増築等」という。）をしよう」に、「当該建築物」を「当該新築又は増築等に係る建築物」に改める。

第52条の18の2中「第11条の4第1項各号」を「第11条の3第1項各号」に改める。

第57条中「第52条の10第4項第2号、第52条の11第2項」を「第52条の10第4項及び第5項第2号、第52条の11第2項及び第3項各号」に改める。

別表11の項の次に次のように加える。

11の2	法第52条第6項 第3号の規定に基づく	住宅等の容積率の 算定の基礎となる		2万7,000円
------	------------------------	----------------------	--	----------

建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定の申請に対する審査	延べ面積に係る認定申請手数料	
------------------------------------	----------------	--

別表15の項の次に次のように加える。

15の2 法第55条第3項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	再生可能エネルギーの利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円
--	--	------

別表16の項中「第55条第3項各号」を「第55条第4項各号」に改め、同表18の2の項の次に次のように加える。

18の3 法第58条第2項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	高度地区における再生可能エネルギーの利用に資する設備の設置等に関する建築物の高さの特例許可申請手数料	16万円
--	--	------

別表31の項中「既存建築物を除く。」を「建築等をするものに限る。以下」に改め、同表31の3の項中「既存建築物を除く。」を「建築等をするものに限る。以下」に改め、同表32の項中「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の」を「公告認定対象区域内における建築物に関する」に、「同一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の認定申請手数料」に、「同一敷地内認定建築物を除く。」を「一敷地内認定建築物以外の建築物で新築し、又は一敷地内認定建築物で増築等をするものに限る。以下」に改め、同表32の2の項中「基づく同一敷地内認定建築物以外の」を「基づく公告認定対象区域内における」に、「同一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料」を「公告認定対象区域内における建築物の特例許可申請手数料」に、「同一敷地内認定建築物を除く。」を「一敷地内認定建築物以外の建築物で新築し、又は一敷地内認定建築物で増築等をするものに限る。以下」に改め、同表32の3の項中「同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の」を「公告許可対象区域内における建築物に関する」に、「同一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料」を「公告許可対象区域内における建築物の許可申請手数料」に、「同一敷地内許可建築物を除く。」を「一敷地内許可建築物以外の建築物で新築し、又は一敷地内許可建築物で増築等をするものに限る。以下」に改め、同表41の項中「第11条の4第1項第1号」を「第11条の3第1項第1号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第52条の18の2及び別表41の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

建築基準法の一部改正に伴い、住宅等の容積率の算定の基礎となる延べ面積に係る認定申請手数料を新設するなど、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例 の一部を改正する条例

神奈川県宅地造成等規制法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき、」の次に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の」を加える。

第3条第1項中「6月以内に」の次に「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における一部改正法による改正前の」を加え、「[法]」を「[旧法]」に改め、「又は」の次に「一部改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法」を加え、同条第2項中「の法」を「の一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法」に、「及び法」を「並びに一部改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法」に改める。

別表1の項中「法」を「一部改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法」に改め、同表2の項中「法」を「一部改正法附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧法」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年5月26日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申請書を受理しているものに係る手数料については、なお従前の例による。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。

神奈川県道路交通法関係手数料条例の 一部を改正する条例

神奈川県道路交通法関係手数料条例（平成12年神奈川県条例第18号）の一部を次のように改正する。
別表第1の2の8の項の次に次のように加える。

2の9 法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可を受けようとする者	特定自動運行許可申請手数料		79,200円
2の10 法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更の許可を受けようとする者	特定自動運行計画変更許可申請手数料		78,500円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

道路交通法の一部改正に伴い、特定自動運行許可申請手数料の新設等をするため、所要の改正をしたいので提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築 第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 大洋・森田特定建設工事共同企業体
代表者 大洋建設株式会社
代表取締役 黒 田 憲 一
- 2 請負契約金額 15億6,497万9,680円

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築 第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築 第2工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 アイグステック・田中建設工業特定建設工事共同企業体
代表者 アイグステック株式会社
代表取締役 塩谷 政志

- 2 請負契約金額 13億2,770万円

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営いちょう下和田団地公営住宅新築工事（建築 第2工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（1期 建築）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 大野土建・愛甲建設特定建設工事共同企業体
代表者 大野土建株式会社
代表取締役 大 野 攻
- 2 請負契約金額 12億9,085万5,940円

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営伊勢原峰岸団地公営住宅新築工事（1期 建築）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（1期 建築 第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 三木・三共特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社三木組
代表取締役 三 木 康 郎
- 2 請負契約金額 12億7,454万9,760円

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

県営綾瀬寺尾団地公営住宅新築工事（1期 建築 第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

工事請負契約の締結について

横浜緑ヶ丘高校体育館（柔剣道場）他新築工事（建築 第1工区）請負契約を次により締結するものとする。

- 1 請負契約者名 小俣・サカクラ特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社小俣組
代表取締役 小 俣 順 一
- 2 請負契約金額 15億2,900万円

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

（提案理由）

横浜緑ヶ丘高校体育館（柔剣道場）他新築工事（建築 第1工区）請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

建設事業等に対する市町負担金について

県で実施する建設事業等に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。

既定の負担額を変更するもの

事業名	市町名	既定額	変更額
農村振興総合整備事業	綾瀬市	1,750 ^{千円}	125 ^{千円}
農道整備事業	小田原市	68,070	70,270
〃	湯河原町	11,000	8,129
湛水防除事業	小田原市	12,779	5,908
〃	大井町	1,021	472
県営漁港整備事業	三浦市	23,600	23,375
相模川流域下水道事業	相模原市	219,733	177,218
〃	平塚市	97,621	78,695
〃	藤沢市	6,612	5,316
〃	茅ヶ崎市	75,383	60,824
〃	厚木市	97,646	78,721
〃	伊勢原市	14,847	11,971
〃	海老名市	52,709	42,526
〃	座間市	38,083	30,713
〃	綾瀬市	10,408	8,387
〃	寒川町	24,965	20,107
〃	大磯町	9,854	7,937
〃	愛川町	21,046	16,953
酒匂川流域下水道事業	小田原市	267,023	194,072
〃	秦野市	1,092	545
〃	南足柄市	4,859	2,430
〃	二宮町	1,997	998
〃	中井町	578	436
〃	大井町	7,251	3,967
〃	松田町	6,134	4,313
〃	山北町	6,229	3,115
〃	開成町	10,164	5,082

〃	箱 根 町	313,205	286,343
相模川流域下水道管理事業	相 模 原 市	3,420,509	3,417,656
〃	平 塚 市	1,345,789	1,344,547
〃	藤 沢 市	52,722	52,646
〃	茅 ヶ 崎 市	1,430,059	1,429,062
〃	厚 木 市	1,293,683	1,292,421
〃	伊 勢 原 市	201,423	201,229
〃	海 老 名 市	833,601	832,897
〃	座 間 市	565,484	564,985
〃	綾 瀬 市	153,740	153,609
〃	寒 川 町	235,796	235,479
〃	大 磯 町	58,210	58,084
〃	愛 川 町	141,188	140,918
酒匂川流域下水道管理事業	小 田 原 市	1,773,205	1,772,493
〃	秦 野 市	27,802	27,694
〃	南 足 柄 市	343,868	342,612
〃	二 宮 町	121,080	120,629
〃	中 井 町	79,797	79,515
〃	大 井 町	144,977	144,951
〃	松 田 町	63,043	62,811
〃	山 北 町	102,806	102,346
〃	開 成 町	158,348	157,760
〃	箱 根 町	92	74

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県が行う建設事業等で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項、地方財政法第27条第2項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものであります。

和解について

民事訴訟法第89条に基づく和解をするものとする。

- 1 件 名 麻生高等学校における部活動中の生徒負傷事故に伴う損害賠償請求事件に係る和解
- 2 和解の相手方 

- 3 和解内容 県は、本件の教訓を踏まえ、本件と同種事故の再発防止に向けて、神奈川県立高校野球部の顧問ら指導者に対し、日本高野連「高校野球の事故防止対策について」に記載された事故防止対策を遵守するよう研修の機会等において指導を行うなど、誠意をもって継続的に取り組む。
また、本和解の成立後1年を目途として、相手方に対し、取組の成果を報告する。
県は、相手方に対し、解決金として、金1,900万円の支払義務があることを認める。

令和5年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

麻生高等学校における部活動中の生徒負傷事故に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条により横浜地方裁判所から和解勧告があり、これに応じたいので提案するものであります。

